

め、第三者機関による調査、紛争解決の仕組み等について必要な検討を行うこと。

#### ⑭ 日本医学会「日本医学会長声明文」(平成 18 年 12 月)

・・・この第 21 条は明治時代の医師法をほぼそのまま踏襲しており、犯罪の発見と公安の維持が目的であったといわれています。異状死の定義については平成 6 年の日本法医学会の異状死ガイドライン発表以来数多くの学会で論争が続いている問題であります。日本法医学会の「過失の有無に係わらず異状死として警察に届け出る」については、昨年 9 月にスタートした厚生労働省の医師法第 21 条の改正も視野に入れた「医療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」を含め、本件逮捕以降、政府・厚生労働省・日本医師会・各学会等関連団体で検討に入ったばかりであり、異状死の定義も定かでなくコンセンサスの得られていない医師法第 21 条を根拠に逮捕することは、その妥当性に問題があるといわざるを得ません。過失の有無にかかわらず届け出なければ届出義務違反で逮捕される。届け出たら重大な医療過誤が疑われ、業務上過失致死罪に問われる。医師は八方塞がりであります。純然たる過失のない不可抗力であっても、たまたま重篤な合併症や死亡事例に遭遇したことで逮捕されるようでは必要な医療を提供できず、大きな国家的・国民的喪失となります。消極的・防御的医療にならざるを得ず、このような逮捕は萎縮医療を促進させ、医療の平等性・公平性のみならず医療・医学の発展そのものを阻害します。若い医師は事故の多い診療科の医師になることを敬遠しており、ますます医師は偏在することになります。・・・

#### ⑮ 日本医師会 医療事故責任問題検討委員会「医療事故に対する刑事責任のあり方について」(平成 19 年 5 月)

・・・警察へ積極的に届け出ることは、決して医療不信を払拭することにはならない。むしろ、医療に関連する異状死が生じた場合、先ず第一に患者・家族にそれを説明したうえで、医療の監督責任官庁たる厚生労働省またはその関連機関へ報告し、透明性が確保された中で専門官庁が事実関係、事故原因を究明することが重要である。その結果、当該病院と、さらに同様の状況にある可能性を有する医療施設における再発防止策を工夫することが可能となり、失われた信頼を回復することができる。

また、犯罪として扱うべき事例については、患者・家族から警察への告発ができること、医療機関における内部告発も行われることなど、警察へつなぐべき道が法律上も確保されていることも指摘する必要がある。さらに、後述する中立的第三者機関から必要に応じて警察に通報する道を設けておくことも、医療者側が